

平成30年度第7回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日 平成30年10月10日(水)

招集場所 米子市役所 401会議室

開 会 午後1時30分

出席農業委員 1番 足立寛隆委員 2番 泉新一委員 4番 伊塚定弘委員 5番 遠藤泰三委員 6番 大太勇三委員
7番 大縄敬次委員 9番 公本英夫委員 10番 小西淳一委員 11番 角力委員 13番 高橋敦美委員
14番 田中豊委員 16番 中本公平委員(会長職務代理) 17番 森中喜輝委員 18番 矢倉篤實委員
19番 吉澤一誠委員

欠席農業委員 3番 井田時夫委員 8番 木村美紀委員 12番 高西史郎委員(会長)

出席推進委員 影嶋六郎委員 佐々木知俊委員 小林秀美委員 大塚清徳委員 田口正廣委員 友森一夫委員 西村茂春委員
松本裕三委員 米澤美憲委員 田中英省委員 高西早苗委員

事務局 宅和事務局長 日浦係長 河野主幹 山本主幹 高田主幹

傍聴人 無し

日 程 1 農地法各条申請地現地調査
2 会長あいさつ
3 議事録署名委員の指名
4 議事
(1) 農地法各条申請審議等
ア 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について
イ 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について
ウ 第3号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地利用計画の一部変更に係る意見照会に対する回答について

エ 第4号 米子市農用地利用集積計画の決定について

オ 第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答
について

5 報告事項

(1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について

(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について

(3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

(4) 非農地現況証明について

(5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について

(6) 農地転用現況確認書の交付について

(7) 相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の証明について

(8) 県農業会議会議員の事務報告

(9) その他

議事開始 午後2時35分

議長（中本職務代理）

本日は、高西会長が欠席となっておりますので、私が議長としまして議事進行をさせていただきますのでよろしくお願いします。

それでは、第7回農業委員会総会を開きます。

事務局から説明があります。

事務局（宅和局長）

本日、議案の取り下げが2件あります。4ページ番号38番の淀江町〇〇の3条議案が取り下げになっております。続きまして9ページ番号83番の彦名町の5条議案が取り下げになっております。

議長（中本職務代理）

それでは、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

それでは、議席番号1番の足立委員と議席番号2番の泉委員にお願いしたいと思います。

本日の欠席は、高西会長、井田委員、木村委員です。

議長（中本職務代理）

それでは、審議に入ります。3ページ、議案第1号をお願いします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

それでは4ページ、番号37の尾高について審議します。事務局から説明してください。

事務局（高田主幹）

番号37の尾高について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲渡人の所有する農地について、今後、経営規模縮小のため、譲渡人の希望によりまして、譲受人が売買により農地を取得するものです。取得後の経営面積は、71aとなります。

別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いたします。

議長（中本職務代理）

続きまして、担当委員は私ですので私の方から説明いたします。

37番の議案について説明いたします。現地調査日は10月8日に私中本と尾坂推進委員で行っております。申請地は尾高の県道〇〇沿いにある農地で、一筆、318平方メートルの登記は田となります。先々月に〇〇のあった向かい、〇〇の真下の畑となります。受人は隣接している農地で耕作をしており、主に水稲に取り組んでおります。譲り渡し人は、面積が小さくて管理も大変苦労していたところですが、譲受人に相談したところ、そういうような話し合いのもとで申請に至ったということでございます。譲受人は取得後、畑に転換し、かぼちゃなどを耕作する予定です。許可については問題ないと考えます。審議の方よろしく申し上げます。

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思えます。

異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続いて、番号38は取り下げでございます。

続いて、番号39の大袋について審議します。事務局から説明してください。

事務局（高田主幹）

番号39の大袋について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲渡人の所有する農地について、高齢等のために処分等について近所に相談しましたところ、申請地の隣地に在住の譲受人が売買により農地を取得するものです。取得後の経営面積は、80aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いたします。

議長（中本職務代理）

続きまして、担当委員さんから報告をお願いします。

遠藤農業委員

大塚推進委員から説明していただきます。

大塚推進委員

39番の議案について説明いたします。現地調査日は10月7日、遠藤委員と、私大塚推進委員で行っております。申請地は大袋の集落内にある登記は田です。一筆、371平方メートルの農地となります。譲受人は申請地の隣接に在住しており、以前より家の近くのこの場所なら買ってよい、という下話しはしていました。二人とも同級生で昔からずっと一緒にやっているものでございます。また、譲受人は主に水稲と取り組んでおります。取得後は、登記は田ですが、畑に転換し、野菜等を栽培する予定としております。譲渡人は退職後体調を崩して現在も病院に通ったりしております、若干縮小方向でございます。許可については問題ないと考えます。よろしく申し上げます。

議長（中本職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続いて、番号40の皆生2丁目について審議します。事務局から説明してください。

事務局（高田主幹）

失礼します。番号40の皆生2丁目について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲渡人の所有している農地について、経営規模縮小の意向のため、近所に相談したところ、隣地に在住の譲受人が売買で農地を取得することに話がまとまったものでございます。取得後の経営面積は、75aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いたします。

議長（中本職務代理）

続きまして、担当委員さんから報告をお願いします。

吉澤農業委員

40番の議案について説明いたします。現地調査日は9月28日、影嶋推進委員と一緒に確認いたしました。申請地は日野川の土手下の方、これから基盤整備をするという所で、5筆、面積が1181.3平方メートルの田んぼです。譲渡人さんは、農業をする人がいないということで、今現在もこの田んぼは、頼んで管理してもらっているような状況です。大学生のお孫さんがおられるのですが、帰って来るような来ないような、ということで、今回、買ってもらう人がおれば渡してしまいたいということで、以前に買ってもらった隣の方に相談したらいいよということで今回の話になったものです。譲受人さんは、全部で75アールになるわけですが、米やら野菜やら果物やら、そういったものを作ってきちんと管理はしておられます。地元のリーダー的な方でもありますので、問題ないと考えております。審議の方よろしくをお願いします。

議長（中本職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続きまして、5ページをお願いします。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する、第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは、6ページ、番号71の和田町について審議します。

担当委員さんから説明をお願いします。

米澤推進委員

71番の和田町について説明します。現地については、10月1日に井田農業委員と一緒に現地確認しました。場所は和田町の〇〇で524㎡です。申請人は〇〇に在住していて譲渡人は〇〇の方に在住していますが、同じ様に〇〇の出身の方であります。譲受人は実家の近い所に住んでおられて、この近辺に土地を探しておりましたが、今回、〇〇の近くになりました。造成計画は、盛土最高15センチ、

汚水の排水は、合併浄化槽から既設の道路側溝に、雨水の排水も既設の道路側溝に流す計画です。米川土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。隣接農地はありません。開発許可についても、見込みがあることを確認しております。農地区分につきましては、住宅・公共施設等が連たんしている区域内にある農地であるため、第3種農地に該当すると思われます。転用について問題はないと思われますので、よろしく申し上げます。

議長（中本職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、番号72の高島について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

森中農業委員

72番の高島について説明します。転用目的は、太陽光発電施設ですが、これは賃借によつての太陽光発電施設となっています。現地調査につきましては私と田邊推進委員とで現地確認しました。造成計画は、盛土最高30センチ、高さ1メートルのフェンスを設置する計画です。雨水の排水は、地下浸透の計画で、雑草対策に真砂土、碎石を敷く計画です。パネルの管理、雑草の管理などは、設置者である〇〇が管理します。隣接耕作者の同意、箕蚊屋土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。農地区分は、小集団の生産力の低い農地であるため、第2種農地に該当すると思われます。転用について問題はないと思われますので、よろしく申し上げます。

議長（中本職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、番号73の高島について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

森中農業委員

73番の高島について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は、賃貸借による太陽光発電施設です。私と田邊推進委員で現地確認しました。造成計画は、盛土最高30センチ、高さ1メートルのフェンスを設置する計画です。雨水の排水は、地下浸透の計画で、雑草対策に真砂土、砕石を敷く計画です。パネルの管理、雑草の管理などは、設置者である〇〇が管理します。隣接耕作者の同意、箕蚊屋土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。農地区分は、小集団の生産力の低い農地であるため、第2種農地に該当すると思われます。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願ひします。

議長（中本職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。そうしますと採決したいと思ひます。異議のない方は、挙手をお願ひします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、番号74の蚊屋について審議します。担当委員さんから説明をお願ひします。

森中農業委員

74番の蚊屋について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は住宅の建築です。位置につきましては以前〇〇の前で現地確認をした場所で、私と中本推進委員で現地確認しました。造成計画は、盛土最高40センチ、ブロック積み3段の擁壁を設置する計画です。汚水の排水は、集落排水に流す計画で、雨水の排水は、既設の道路側溝に流す計画です。箕蚊屋土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。隣接農地の同意は、地権者の土地の為ありません。開発許可についても、見込みがあることを確認してあります。農地区分は、500メートル以内に伯耆大山駅がある農地であるため、第2種農地に該当すると思われます。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願ひします。

議長（中本職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思ひます。異議のない方は、挙手をお願ひします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。
続いて、7ページ番号75の蚊屋について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

森中農業委員

75番の蚊屋について説明します。詳細は議案のとおりです。転用目的は住宅の建築です。位置につきましては、先ほど74番の説明をしました隣の位置であります。私と仲本推進委員で現地確認しました。造成計画は、盛土30センチ、高さ50センチの擁壁を設置する計画です。汚水の排水は、集落排水に流す計画で、雨水の排水は、新設の道路側溝に流す計画です。隣接耕作者の同意、箕蚊屋土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。開発許可についても、見込みがあることを確認しております。農地区分は、500メートル以内に伯耆大山駅がある農地であるため、第2種農地に該当すると思われます。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願ひします。

議長（中本職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。
そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。
挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。
続いて、番号76の大崎について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

矢倉農業委員

76番の大崎について説明します。詳細は議案のとおりです。転用目的は既存の駐車場が手狭なため、患者さんの利便性を考え隣接の農地に拡張増設を計画したものです。9月25日に松本推進委員と現地確認しました。造成計画は、盛土最高80センチ、高さ50センチの擁壁を設置する計画です。雨水の排水は、既設の道路側溝に流す計画です。隣接耕作者の同意、米川土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。農地区分は、小集団の生産力の低い農地であるため、第2種農地に該当すると思われます。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願ひします。

議長（中本職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、番号77の両三柳から番号79両三柳までを一括して審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

大縄農業委員

77番から79番の両三柳について説明します。造成計画など、3件とも内容が同じですので、まとめて説明したいと思います。転用目的は住宅の建築です。10月1日に山中推進委員と現地確認しました。造成計画は、盛土最高100センチ、高さ90センチの擁壁を設置する計画です。汚水の排水は、合併浄化槽から農業用排水路に流す計画で、雨水の排水は、溜ますから農業用排水路に流す計画です。隣接耕作者の同意、米川土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。開発許可についても、見込みがあることを確認しております。農地区分は、規模が10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地に該当すると思われます。転用について問題はないと思われますので、よろしくをお願いします。

議長（中本職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、番号80の彦名町から番号81の彦名町までを一括して審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

公本農業委員

80番と81番の彦名町について、関連していますのでまとめて説明します。詳細は議案のとおりです。譲受人は現在親子で〇〇それから〇〇をしておられます。〇〇の方の駐車場は今まで通りなのですが、〇〇の方の駐車場が狭くなりまして、今回駐車場を増設するという

話になりました。9月2日に田口推進委員と現地確認しました。譲渡人さんも十数年間農作業をしておりませんし、何ら問題ないだろうということで今回の説明になるのですが、造成計画は、盛土最高60センチ、高さ90センチの擁壁を設置する計画です。雨水の排水は、柵に集水後、農業用水路に流す計画です。米川土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。隣接農地はありませんし、道路側に〇〇があるだけです。何ら問題はないと思います、農地区分は、規模が10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地に該当すると思われます。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願ひします。

議長（中本職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思ひます。異議のない方は、挙手をお願ひします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、番号82の彦名町について審議します。担当委員さんから説明をお願ひします。

田口推進委員

82番の彦名町について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は駐車場です。9月29日に私と公本農業委員と現地確認しました。造成計画は、盛土最高20センチ、ブロック積み2段の擁壁を設置する計画です。雨水の排水は、既設の道路側溝へ流す計画です。隣接耕作者の同意、米川土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。農地区分は、規模が10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地に該当すると思われます。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願ひします。なお、補足しますと、駐車場として購入し貸す人は〇〇の人で、購入する土地の近くで〇〇を営むオーナーです。また、駐車場として借りる人は、この土地の道を挟んで前に住居する人でございませんか。地権者、購入者、借地人の三者が合意し、今回申請に至ったものでございませんか。よろしくお願ひします。

議長（中本職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、番号83番の彦名町は取り下げとなりました。

続いて、番号84の淀江町小波について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

高西推進委員

84番の淀江町小波について説明します。本件の転用目的は、議案にありますように一般住宅になります。10月7日に現地確認をいたしました。造成計画は、盛土を最高36cmいたしまして、擁壁はしません。土羽打ちを行う予定です。汚水の排水は、公共下水道に接続します。雨水の排水は、既設側溝水路を経て塩川へ接続します。隣接耕作者同意、実行組合の排水同意は確認しています。土地改良区については、該当ありません。農地区分は、「管理設道路沿道の区域」であることに加えて450メートルほど東に医院があることから、第3種農地に該当します。転用については、なんら問題はないと思われしますので、ご審議をお願いします。

議長（中本職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、10ページ、議案第3号をお願いいたします。農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地利用計画の一部変更に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、別紙農用地利用計画の一部変更（案）について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項に規定に基づき意見を求めます。それでは、11ページ番号1農用地区域から除外する土地の番号1の淀江町佐陀について審議いたします。そういたしますと、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（高田主幹）

現在申請者は〇〇に居住しているが、市内に住んでいる妻の両親が体が弱くなり、病院通いも頻繁になってきたため、〇〇での生活に区

切りをつけ今後の両親の生活の面倒や介護等をするために早急に親元に帰る計画を立てました。このため、米子での住まいの確保を検討し、現在の母屋を新たに2人の居住スペースの確保や両親との生活習慣・様式等に合わせた改築をした場合と新たに2人の新居を確保する場合等を検討した結果、母屋の隣地である土地を利用し、離れを新たに建築する計画が両親、申請者双方の今後の生活形態が理想に近いとの結果となったものであります。当該申請地は、母屋の隣地で申請者の妻のいとこの所有地でありますけれども、最近農地として利用していない状況に合わせて土地を分筆し、市農業委員会において非農地としての取り扱いとなっており、売買についても所有者の了解を取ることができております。以上のような状況であり、既存宅地の隣地であり非農地である当該申請地を離れの建築地として利用するため、農振農用地区域の変更申請をしたところです。市としての考え方ですけれども、当該申請地は、箕蚊屋土地改良区の受益地であるが、受益地の末端であり北側は住宅地に接している場所である。このため、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号で定められている集团的農用地の分断、土地利用の混在、担い手への利用集積等への支障は軽微と考えられるため、農振農用地区域計画の変更もやむを得ないと判断したものです。また、申請地は平成30年4月27日付けで農地法第2条第1項に基づく非農地となっており、農業振興地域制度に関するガイドラインの基準のすべてに該当するため農振農用地区域に残置しておくことが不相当であると判断したものであります。

議長（中本職務代理）

地元委員さんから何か補足がありましたら。

ただ今、説明がありました。ご意見、ご質問等がございますか。

森中農業委員

目的については何も異論はありませんが、事務的な手続きの問題としてちょっと聞きたい。現況地目は宅地で、非農地だということだけでも、その時に同時に農振除外をして登記地目を宅地というように、そういうやり方はできなかったのか。

事務局（高田主幹）

登記の地目の変更ということですが、それ自体は現況の状況が分からないとしたら普通は転用ですが、今回現地調査をしたら農地性の無いような車の出入りするような状況でして、農振とは切り離れた考えで農地ではないので非農地という扱いにしました。ただそれでは

くても農振の方では外さなくてはなりませんので、そこを切り離して考えていただかないといけないかなと思いますが。

森中農業委員

農振地域でしょ。それを非農地として認めてやったわけでしょ。農振地域をそういったかたちでやる時に、農振除外を同時にするということはできなかったかということ聞いたわけです。これからは、それはあるとは思うけども、合併前の関係じゃないかと思うけども、そのへんはどうかかなと思って。

事務局（高田主幹）

タイミング的には切り離して考えて非農地は非農地で、うちは非農地にしましたとよというので農振の方の計画、農林課の方に提出はしております。

森中農業委員

非農地にしたのは合併後にそうしたわけか。

事務局（高田主幹）

そうです。今回の現地確認をして、この場所をまず。相談だけだと地図上で見れば当然転用ですよ、こういった所の、農振除外をして転用となるものですが。現地を確認して地元の委員さんと一緒にお話しして、ここは農振の中だけでも、状況がどう見ても農地でないと。

森中農業委員

目的は反対という意味ではないのだけでも、事務的な手続き上は、非農地にする時にその時に同時に農振除外するべきだと思ったもので、それがしてないのでそれがどうかかなと。

事務局（高田主幹）

タイミングはもちろん併せて同時に行っていますけども、どうしても手続きとしては非農地が早く終わりますので。例えばこれがもし本来転用するのでしたら、農振の告示があってからでないとな転用の手続きもとれないという扱いになります。

森中農業委員

農振を除外してそれから非農地というのが順番と違いますか。

事務局（高田主幹）

それは農林課に確認したら、それはどういう方向であるのかというのは非農地で良いということで先に行っております。手順に特に定めはないと。

森中農業委員

非農地を先やってそれから農振除外でもいいわけか。

事務局（高田主幹）

そういう手続きになっています、今回。

森中農業委員

以後のこともな、これに限らず、手続き上な、そういうことであるならば。

議長（中本職務代理）

局長、今の高田君の答弁だけでも、そのへんいいですかいな

事務局（宅和局長）

先程の件ですけれども、どちらが最初かになるんですけれども、農林課の農振サイドと協議した結果、同時に相談を受けて一緒に協議をしたところなんですけれども、農業委員会が先でもいいというような見解でありましたので、先にこの度は非農地証明を出したということがございます。ただ申請自体はほぼ同時に出しております。手続き上いろいろな各改良区ですとか農協ですとかの協議ですとかが農振の方ではありますので、タイミングが少しずれてしまったということがございます。

森中農業委員

以後もあるかもしれないのでその辺を、これに限らず、他に出た時には、あそこはあそこ、ここはここだというようなことはしないように。そこを確認したところです。

議長（中本職務代理）

他にありませんか。

そういたしますと採決をしたいと思います。

異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答することといたします。

続いて14ページ議案4号をお願いします。

米子市農用地利用集積計画の決定について、米子市長が作成した、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。

それでは、利用権設定各筆明細について、17ページ番号10-1から10-7を一括して審議します。

事務局から説明してください。

事務局（河野主幹）

17ページ番号10-1は、再設定です。

番号10-2及び番号10-3は、借受人の希望による貸付です。

番号10-4は、再設定です。番号10-5は、借受人の希望による貸付です。

番号10-6は、再設定です。

18ページ番号10-7は、再設定です。

以上、番号10-1から番号10-6は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしく
お願いします。

議長（中本職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

続きまして、20ページ農地中間管理権を取得する場合について、番号10-1から21ページ番号10-6までを一括して審議します。
事務局から説明してください。

事務局（河野主幹）

20ページ番号10-1から21ページ番号10-6まで、番号欄鍵括弧に中間管理権取得理由が記載してあります。

Aは地権者の意向によるもので4件、Bは相対の契約から中間管理事業への切替で1件、Cは合理化事業から中間管理事業への切替で1
件、Dは期間満了による更新で0件です。

番号10-1から番号10-6まで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろしく
お願いします。

議長（中本職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

続きまして、23ページ、議案第5号をお願いします。

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、別紙農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。

それでは、24ページ番号1から番号4までを一括審議します。事務局から説明してください。

事務局（河野主幹）

今月の農地中間管理事業利用配分計画について、耕作者選定理由をご説明いたします。

24ページ番号1から番号4は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。

番号1から番号4の選定理由は以上です。ご審議よろしくをお願いします。

議長（中本職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

続きまして25ページ番号5を審議します。

関係者の公本委員さんの退席を求めます。

事務局説明をお願いします。

事務局（河野主幹）

25ページ番号5の選定理由は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。

ご審議よろしくをお願いします。

議長（中本職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

公本委員さんの着席を求めます。

続きまして25ページ番号6から番号7を一括して審議します。

関係者の田中委員さんの退席を求めます。

事務局説明をお願いします。

事務局（河野主幹）

番号6及び番号7の選定理由は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。

ご審議よろしくをお願いします。

議長（中本職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

田中委員さんの着席を求めます。

審議事項は以上です。続いて報告事項に移ります。事務局から報告してください。

事務局（日浦係長）

報告いたします。28ページから29ページの農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について、5件を受理しています。

次に、30ページの農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について、2件を受理しています。

次に、31ページから32ページの農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、11件を受理しています。

次に、33ページから34ページの非農地転用現況証明について、7件を証明しています。

次に35ページから37ページの農地等の現況に係る照会に対する調査結果について、鳥取地方法務局及び米子市長に対して、3件を回答しています。

次に38ページから40ページの農地転用現況確認書交付について、14件を交付しています。

次に、41ページから45ページの相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の証明について、5件を証明しています。

報告は以上です。

議長（中本職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

本日、予定していました審議は以上のおりですが、議題などの追加はありませんか。

県農業会議議員報告ということでございますが、会長が欠席でございますのでこれは省略させていただきます。

続きまして事務局の方から。

事務局（宅和局長）

9月の総会での質問に対する回答ですが、まず、農地中間管理機構関連農地整備事業の区画面積に条件はあるかとの質問についてですが、原則として、区画整理事業の全体面積のおおむね2/3以上が30アール以上の区画であることが条件となっております。それ以外の区画面積に制限はありません。次に、太陽光発電施設とその周辺の住宅等への光・熱による被害が出る距離はどうかとの質問については、山本より説明します。

事務局（山本主幹）

壁の設置位置が20度の場合、2階の窓より2.6mほど離せば反射光は入らないという回答をいただきました。

事務局（日浦係長）

（ 事 務 連 絡 ）

議長（中本職務代理）

他に何かありませんか。

角農業委員

農地相談なのですが非常に集まりが悪くて、淀江では農業委員会報にはたくさん来られるということが書いてあるんですけども、もっと多くの人に来てもらうような手段を考えないと、せっかく委員のみなさん集まってもらっているんで、もうちょっと有効になるように策を考えた方がいいと思います。皆さんいい知恵があれば、今のままではせっかく担当者が6人も集まってもったいないなと思います。

事務局（宅和局長）

農地相談のお客さんが最近少ないというのは気になっておまして、今まで農協のそよかぜと一緒に実行組合の組合員さんに案内をお配りしていたところなんですが、今後は併せまして市報の方に案内を載せようというふうに計画しておりますので、そうしましたら農家でない方も気にして来られる方が出てくるかと思っておりますので、そうしたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

議長（中本職務代理）

他に何かありませんか。これを持ちまして、第7回農業委員会総会を終了します。

閉 会 午後3時32分